平成２２年（フ）第６０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字小森町字野田72番地
債務者　田村　　亘
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前40番地８
債務者　柏崎　豊昭
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
青森県五所川原市大字梅田字福浦85番地５
債務者　大溝　利治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
青森県五所川原市大字梅田字福浦85番地５
債務者　大溝　かつ
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
青森県つがる市富萢町静12番地１
債務者　松橋　京子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊67番地３　広栄団地Ａ２棟１－４
債務者　佐々木雪江
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
青森県五所川原市大字広田字下り松134番地１
債務者　毛内　裕行
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
東京都足立区千住旭町29番13号
債務者　桑原　時子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４２号
東京都武蔵野市緑町２丁目３番Ｂ８－605号
債務者　酒井　増雄
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３４６号
千葉県市川市南八幡５丁目７－１－202
債務者　齋藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３４７号
千葉県市川市南八幡５丁目７－１－202
債務者　權田　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５８８号
東京都府中市小柳町４丁目12―17
債務者　尾形　智子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６５８号
東京都新宿区新宿５丁目２－１－601
債務者　森崎　圭介
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７１２号
千葉県千葉市緑区高津戸町173―５
債務者　小倉きよみ
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４号
北海道帯広市西１条南21丁目４番地　アカシビル１－203
債務者　畠山　政雄
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係